

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	上水道事業		
事業開始年月日	昭和4年6月11日	地方公営企業法の適用・非適用	✓適用 非適用
団体名	新見市	職員数 (H19. 4. 1現在)	5
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	91 (H18)	公営企業債現在高(百万円)	1,681
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	398
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.254
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	22.5
		経常収支比率 (%)	91.8

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
- なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成17年3月31日 合併前市町村：新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町〕 上水道事業は、旧新見市だけの実施である。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～23年度
計画策定責任者	新見市長 石垣正夫
既存計画との関係	新見市行財政改革集中改革プラン（平成17～21年度） 公営企業経営健全化計画（平成18～27年度）
公表の方法等	計画の確実な実施に向け本計画を平成20年3月議会において経済建設常任委員会に報告するとともに、HPに掲載し市民への周知を図る。
基本方針	水道事業は、24時間休みなく安全で良質な水道水を安定供給していかねばならない使命があります。そのため、水道水源の確保はもとより、水道水の原材料である河川水(原水)から安全で良質な水道水を作る施設、さらに出来上がった水道水の安全性を確認するとともに、家庭にいつでも豊富に配水するための施設等を整備し、常に良好な状態に保つことが必要です。

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	139	97	292	528
	補償金免除額	18	25	57	100
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	18	43	61

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	138,561	96,699	292,480	527,740
合 計 (A)		138,561	96,699	292,480	527,740
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	0	17,183	43,203	60,386
合 計 (A)		0	17,183	43,203	60,386
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>経営の安全性を示す自己資本構成比率は、69.8%（類似団体55.77%）で前年度に比べ2.3ポイント、短期の支払能力を示す流動比率は、4293.9%（類似団体1074.16%）で前年度に比べ2224.9ポイント、また、経常収支比率は127.7%（類似団体107.53%）で、前年度に比べ26.2ポイントとそれぞれ上昇している。今後、節水意識の定着や給水人口の減少などにより給水収益の伸びは期待できず、また、高度浄水施設整備事業が完了し、当面大規模な建設事業はないものの公共下水道に係る水道管等関係工事費や老朽施設の改修など財政需要の増大が見込まれ、経営環境は厳しい状況が予想される。今後は維持管理を中心に行うことになるが、安定的な経営の基盤強化に努める。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>維持管理費の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水道施設等の老朽により、修繕費等維持管理費の増加が見込まれるが、費用対効果を検証したうえで緊急性等を判断しながら行う。</td> </tr> </table>	課 題	維持管理費の抑制	水道施設等の老朽により、修繕費等維持管理費の増加が見込まれるが、費用対効果を検証したうえで緊急性等を判断しながら行う。	
	課 題	維持管理費の抑制			
	水道施設等の老朽により、修繕費等維持管理費の増加が見込まれるが、費用対効果を検証したうえで緊急性等を判断しながら行う。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>未収金の解消</td> </tr> <tr> <td colspan="2">料金滞納整理事務を充実させ、料金収入の確保を図る。未収金の状態を早めに把握し、督促状等送付し現年分の滞納発生を防止する。必要により滞納対策特別班と連携を取り、未収金の徴収を行う。</td> </tr> </table>	課 題	未収金の解消	料金滞納整理事務を充実させ、料金収入の確保を図る。未収金の状態を早めに把握し、督促状等送付し現年分の滞納発生を防止する。必要により滞納対策特別班と連携を取り、未収金の徴収を行う。	
	課 題	未収金の解消			
	料金滞納整理事務を充実させ、料金収入の確保を図る。未収金の状態を早めに把握し、督促状等送付し現年分の滞納発生を防止する。必要により滞納対策特別班と連携を取り、未収金の徴収を行う。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>人件費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公共下水道に係る配水管移設等工事関連業務が急増しているため、当面定員の削減は困難な状況であり、現行人員は最低限の維持管理要員であると思われる。しかし、研修等計画的に実施し、職員の専門能力を高め、事務能率の効率を高めることで職員の削減に努める。</td> </tr> </table>	課 題	人件費の削減	公共下水道に係る配水管移設等工事関連業務が急増しているため、当面定員の削減は困難な状況であり、現行人員は最低限の維持管理要員であると思われる。しかし、研修等計画的に実施し、職員の専門能力を高め、事務能率の効率を高めることで職員の削減に努める。	
課 題	人件費の削減				
公共下水道に係る配水管移設等工事関連業務が急増しているため、当面定員の削減は困難な状況であり、現行人員は最低限の維持管理要員であると思われる。しかし、研修等計画的に実施し、職員の専門能力を高め、事務能率の効率を高めることで職員の削減に努める。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>一般会計繰入金の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般会計からの繰入れについては、従来から行っているものを今後も継続して繰入れを予定しているが、今後新たに基準外の繰入れを増やさないように努め、減額を行う。</td> </tr> </table>	課 題	一般会計繰入金の抑制	一般会計からの繰入れについては、従来から行っているものを今後も継続して繰入れを予定しているが、今後新たに基準外の繰入れを増やさないように努め、減額を行う。		
課 題	一般会計繰入金の抑制				
一般会計からの繰入れについては、従来から行っているものを今後も継続して繰入れを予定しているが、今後新たに基準外の繰入れを増やさないように努め、減額を行う。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
留意事項	簡易水道統合による建設事業費の増加が見込まれる。				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

()内は変更前 (単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	79.8	84.4	110.8	110.4	87.9	104.9	122.5	122.8	106.5	104.0	
総収支比率(法適用)	(%)	100.8	111.1	104.3	101.5	127.7	116.9	137.5	134.3	100.5	101.9	
経常収支比率(法適用)	(%)	100.8	111.1	104.3	101.5	127.7	116.9	137.5	134.3	100.5	101.9	
営業収支比率(法適用)	(%)	117.8	132.6	133.9	126.9	174.9	152.7	162.1	156.2	112.9	113.0	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	11.6	10.8	10.7	10.1	5.2	4.7	3.9	3.4	2.3	1.7
	うち基準内繰入金	(%)	1.2	1.2	1.3	1.0	0.9	0.9	0.6	0.5	0.3	0.3
	うち基準外繰入金	(%)	10.4	9.6	9.4	9.1	4.3	3.8	3.3	2.9	2.0	1.4
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	15.2	20.3	29.4	39.4	29.0	16.0	4.0	4.3	7.5	7.1
	うち基準内繰入金	(%)	3.3	4.7	6.3	19.6	28.6	15.9	3.5	3.8	6.3	5.9
	うち基準外繰入金	(%)	11.9	15.6	23.1	19.8	0.4	0.1	0.5	0.5	1.2	1.3
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 / 給水原価 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

フォローアップ用

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																															
<p>1 料金設定の考え方、料金収入の見込み</p>	<p>料金体系については、下表に示したとおり基本水量付口径別料金体系として、生活水の低料金化を図るとともに、給水原価の公平な負担を図り、過度の節水によって水道の果たすべき衛生上の役割を損なうことのないよう留意している。過疎化が進む当市では、料金収入の大幅な増加が見込めない中で、広大な地域に施設が点在し、給水人口に比べ管路延長が長く維持管理費用が増加し、経営の状況も段々と厳しいものになりつつあり、いづれ水道料金の値上げを検討しなければならない時期がくると思われる。 整理事務を充実させ、料金収入の確保を図る。未収金の状態を早めに把握し、督促状等送付し現年分の滞納発生を防止する。必要により滞納対策特別班と連携を取り、未収金の徴収を行う。</p> <p>水道料金の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水の料金は、毎月初めにメーターの点検を行い、その前月分として算定する。 ・月の途中において使用を開始したときは、その月の使用水量は翌月使用分に合せて翌月から使用したものとみなして計算する。 ・月の途中において使用をやめたときは、1箇月として計算する。 <table border="1" data-bbox="766 593 1856 890"> <thead> <tr> <th>口径(mm)</th> <th>基本水量(m3)</th> <th>基本料金(円)</th> <th>メーター使用料(円)</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td rowspan="3">10</td> <td rowspan="3">1,365</td> <td>105</td> <td rowspan="10">基本水量を超える水量から 適用1m3につき210円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td rowspan="4">25</td> <td rowspan="4">3,465</td> <td>367</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>2,625</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td rowspan="2">45</td> <td rowspan="2">6,930</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td colspan="3">臨時用の給水装置は、口径の大小にかかわらず基本水量を1m3とし、基本料金294円、超過料金336円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	口径(mm)	基本水量(m3)	基本料金(円)	メーター使用料(円)	超過料金	13	10	1,365	105	基本水量を超える水量から 適用1m3につき210円	20	210	25	231	30	25	3,465	367	40	420	50	2,100	75	2,625	100	45	6,930	3,150	臨時用の給水装置は、口径の大小にかかわらず基本水量を1m3とし、基本料金294円、超過料金336円とする。		
口径(mm)	基本水量(m3)	基本料金(円)	メーター使用料(円)	超過料金																												
13	10	1,365	105	基本水量を超える水量から 適用1m3につき210円																												
20			210																													
25			231																													
30	25	3,465	367																													
40			420																													
50			2,100																													
75			2,625																													
100	45	6,930	3,150																													
臨時用の給水装置は、口径の大小にかかわらず基本水量を1m3とし、基本料金294円、超過料金336円とする。																																
<p>2 他会計繰入金の見込み</p>	<p>一般会計からの繰入れについては、従来から行っているものを継続して繰入れを考えているが、今後新たに基準外の繰入れを増やさないように努め、減額を行う。</p>																															
<p>3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み</p>	<p>施設等の整備については、減価償却費を加味したトータルコストで費用対効果を検証したうえで緊急度や必要性を判断しながら、事業の「選択と集中」を行う。整備している高度浄水施設整備事業は平成19年度完了後は当面の間、事業の予定は無い。</p>																															
<p>4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの</p>																																

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="136 296 640 1094"> <tr> <td data-bbox="136 296 640 432">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="640 296 2154 432"> <p>新見市行財政改革集中改革プランに基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間は、原則5減1増とする新規職員採用の抑制、早期退職を勧奨する制度の創設等により、平成22年度までに消防・短期大学職員を除き、平成16年度職員数645人から80人削減を目指し、平成22年4月1日における全体の職員数565人の目標に対し519人を達成した。水道事業については、当初の健全化計画では職員数5人維持であったが、下水道関連移設工事の減少、及び経営努力により、現在1人減の4人となっている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 432 640 539">給与のあり方</td> <td data-bbox="640 432 2154 539">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 539 640 675"> 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 </td> <td data-bbox="640 539 2154 675"> <p>国家公務員の給与構造に準じて見直しを実施した。 地域手当については、適用されていない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 675 640 815"> 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 </td> <td data-bbox="640 675 2154 815"> <p>行政職給料表(二)の表に準じて作成した給料表を使用している。 給与情報の開示は平成20年2月を予定している。これまでの取組状況としては、給与等の総合的な点検の実施状況として現状を把握し、行政職給料表(二)の導入について検討中である。また、技能労務職については人数も少ないため、退職者不補充の方針である。取組方針は、平成20年3月の策定に向けて準備を進めている。尚、水道事業には、技能労務職員はいない状況である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 815 640 956">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="640 815 2154 956"> <p>退職時特別昇給については、平成17年度から廃止。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 956 640 1094">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="640 956 2154 1094"> <p>保険事業については、岡山県市町村共済組合に加入しており、独自の基準では実施していない。(統一の負担割合)</p> </td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	<p>新見市行財政改革集中改革プランに基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間は、原則5減1増とする新規職員採用の抑制、早期退職を勧奨する制度の創設等により、平成22年度までに消防・短期大学職員を除き、平成16年度職員数645人から80人削減を目指し、平成22年4月1日における全体の職員数565人の目標に対し519人を達成した。水道事業については、当初の健全化計画では職員数5人維持であったが、下水道関連移設工事の減少、及び経営努力により、現在1人減の4人となっている。</p>	給与のあり方	-	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>国家公務員の給与構造に準じて見直しを実施した。 地域手当については、適用されていない。</p>	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>行政職給料表(二)の表に準じて作成した給料表を使用している。 給与情報の開示は平成20年2月を予定している。これまでの取組状況としては、給与等の総合的な点検の実施状況として現状を把握し、行政職給料表(二)の導入について検討中である。また、技能労務職については人数も少ないため、退職者不補充の方針である。取組方針は、平成20年3月の策定に向けて準備を進めている。尚、水道事業には、技能労務職員はいない状況である。</p>	退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時特別昇給については、平成17年度から廃止。</p>	福利厚生事業のあり方	<p>保険事業については、岡山県市町村共済組合に加入しており、独自の基準では実施していない。(統一の負担割合)</p>	-
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>新見市行財政改革集中改革プランに基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間は、原則5減1増とする新規職員採用の抑制、早期退職を勧奨する制度の創設等により、平成22年度までに消防・短期大学職員を除き、平成16年度職員数645人から80人削減を目指し、平成22年4月1日における全体の職員数565人の目標に対し519人を達成した。水道事業については、当初の健全化計画では職員数5人維持であったが、下水道関連移設工事の減少、及び経営努力により、現在1人減の4人となっている。</p>												
給与のあり方	-												
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>国家公務員の給与構造に準じて見直しを実施した。 地域手当については、適用されていない。</p>												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>行政職給料表(二)の表に準じて作成した給料表を使用している。 給与情報の開示は平成20年2月を予定している。これまでの取組状況としては、給与等の総合的な点検の実施状況として現状を把握し、行政職給料表(二)の導入について検討中である。また、技能労務職については人数も少ないため、退職者不補充の方針である。取組方針は、平成20年3月の策定に向けて準備を進めている。尚、水道事業には、技能労務職員はいない状況である。</p>												
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時特別昇給については、平成17年度から廃止。</p>												
福利厚生事業のあり方	<p>保険事業については、岡山県市町村共済組合に加入しており、独自の基準では実施していない。(統一の負担割合)</p>												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="136 1201 640 1476"> <tr> <td data-bbox="136 1201 640 1342"> 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 </td> <td data-bbox="640 1201 2154 1342"> <p>施設等の整備については、減価償却費を加味したトータルコストで費用対効果を検証したうえで緊急度や必要性を判断しながら、事業の「選択と集中」を行う。17年度から整備している高度浄水施設整備事業完了後は当面の間、事業の予定はありません。(課題)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1342 640 1476"> 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 </td> <td data-bbox="640 1342 2154 1476"> <p>浄水施設の運転管理業務については、毎年内容等を見直し業務委託していく。 また、小規模な水道事業体であり、PFI事業等新たな手法による事業は当面実施予定がないが、民間の経営手法等の導入については、今後も検討する。</p> </td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>施設等の整備については、減価償却費を加味したトータルコストで費用対効果を検証したうえで緊急度や必要性を判断しながら、事業の「選択と集中」を行う。17年度から整備している高度浄水施設整備事業完了後は当面の間、事業の予定はありません。(課題)</p>	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>浄水施設の運転管理業務については、毎年内容等を見直し業務委託していく。 また、小規模な水道事業体であり、PFI事業等新たな手法による事業は当面実施予定がないが、民間の経営手法等の導入については、今後も検討する。</p>	-								
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>施設等の整備については、減価償却費を加味したトータルコストで費用対効果を検証したうえで緊急度や必要性を判断しながら、事業の「選択と集中」を行う。17年度から整備している高度浄水施設整備事業完了後は当面の間、事業の予定はありません。(課題)</p>												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>浄水施設の運転管理業務については、毎年内容等を見直し業務委託していく。 また、小規模な水道事業体であり、PFI事業等新たな手法による事業は当面実施予定がないが、民間の経営手法等の導入については、今後も検討する。</p>												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	-
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	-
経営健全化や財務状況に関する情報公開	年2回、経営の状況等について市報(広報紙)に掲載している。また、決算書の開示については、例年9月定例議会で提案している。
行政評価の導入	事務事業評価について、平成17年度から一部試行で実施している。今後は、事務事業評価を早期に本格実施し、政策評価まで行うための行政評価システムの確立を検討している。
5 未収金の解消	料金滞納整理事務を充実させ、料金収入の確保を図る。未収金の状態を早めに把握し、督促状等送付し現年分の滞納発生を防止する。必要により滞納対策特別班と連携を取り、未収金の徴収を行う。(課題)
6 一般会計等からの基準外繰入れ抑制	一般会計からの繰入れについては、従来から行っているものを今後も継続して繰入れを予定しているが、今後新たに基準外の繰入れを増やさないように努め、減額を行う。(課題)
7 維持管理費の抑制	水道施設等の老朽により、修繕費等維持管理費の増加が見込まれるが、費用対効果を検証したうえで緊急性等を判断しながら行う。(課題) 維持管理費削減のため、漏水調査等を効率的に行い有収率をアップすることでポンプ等機械への負荷を減らし、動力費を削減する。また、老朽が著しい施設等があり、点検管理を密に行い早期に対応することで修繕費を抑制する。また、下水道関連水道移設工事について、水道管と下水道管とを共通施工することで土工費を削減する。改善額は単独施工時と共通施工時との比較による。さらに、設計業務の外注を抑制し、専門能力の高い職員が直接設計を行うことで外注経費の縮減を図る。改善額は下水道関連水道移設設計監理料と設計業務の外注費用の差額による。
8 その他	組織・機構についても、地方分権の推進や新しい行政需要、重点的な行政課題に的確かつ積極的に対処するため、効率的、効果的な機構の整備と柔軟で適正な人員配置を行うため不断の見直しを行う。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	公共下水道事業に伴う配水管移設工事関連業務が急増しているため、当面定員の削減は困難な状況であり、現行人員は最低限の維持管理要員であると思われる。しかし、研修等計画的に実施し、職員の専門能力を高め、事務能率の効率を高めることで職員の削減に努める。（課題 ）毎年度、事業量を的確に把握し、人員数の適正化を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	費用対効果を考慮した施設整備、有収率の向上のための計画的な老朽施設の改良及び施設管理の外部委託推進による作業効率・経営効果の向上に努める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの抑制等	一般会計からの繰入れについては、従来から行っているものを継続して繰入れを考えているが、今後新たに基準外の繰入れを増やさないように努め、減額を行う。（課題 ）
4 維持管理費の抑制	水道施設等の老朽により、修繕費等維持管理費の増加が見込まれるが、費用対効果を検証したうえで緊急性等を判断しながら行う。（課題 ）
5 未収金の解消等	料金滞納整理事務を充実させ、料金収入の確保を図る。未収金の状態を早めに把握し、督促状等送付し現年分の滞納発生を防止する。必要により滞納対策特別班と連携を取り、未収金の徴収を行う。（課題 ）
6 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与と費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

フォローアップ用

(1) 水道事業

年度別目標

()内は変更前

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1						0						0
2	未収金の徴収対策	6	7	7	9	7		(5) 6	(5) 6	4	(3) 4	(3) 4	
	改善額					2	2	(2) 1	(2) 1	3	(4) 3	(4) 3	(15) 11
4	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)						0						0
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)						0						0
	その他(有収率の向上)												
	改善額						0						0
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
3	職員給与費(退職手当以外)	46	27	31	40	40		(40) 37	(31) 40	(31) 17	33	33	
	改善額		19	15	6	6	46	3		23	7	7	40
	給与水準	25	14	17	22	23		(22) 23	(17) 23	17	18	18	
	改善額		11	8	3	2	24			6	5	5	16
	その他()	21	13	14	18	17		(18) 14	(14) 17	(14)	15	15	
	改善額		8	7	3	4	22	3		17	2	2	24
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	4	4		4	4	3	3	3	
	職員数(人)	7	5	5	5	5		5	5	(5) 4	(5) 4	(5) 4	
	増減数(人)	1	2	0	0	0		0	0	1	0	0	
1	維持管理費等	32	21	20	20	22		(30) 24	(23) 26	(23)	25	25	
	改善額(適正化)		11	12	12	10	45		(7)	(7) 1	(5) 1	(5) 1	(24) 3
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)	51	55	24	17	26	173	(39) 47	(29) 11	(29) 11	(29) 11	(29) 11	(155) 91
	工事コスト(委託の見直し)												
	改善額						0			5	5	5	15
	累積欠損金比率												
	増減							0	0	0	0	0	
	企業債現在高	2,084	1,973	1,855	1,733	1,681		(1,571) 1,644	(1,489) 1,499	(1,414) 1,348	(1,349) 1,195	(1,283) 1,041	
	増減	104	111	118	122	52		(110) 37	(82) 145	(75) 151	(65) 153	(66) 154	
	計画前5年間改善額 合計						266						
	改善額 合計												(194) 160
	(参考) 補償金免除額												100

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「1 改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)
給水人口 (千人)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
年間総有収水量 (千m ³)	1,630	1,601	1,604	1,622	1,576	(1,621) 1,563	(1,709) 1,549	(1,724) 1,478	1,739	1,752
公称施設能力 (m ³ /日)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,500	8,930	8,930	8,930	8,930
1日最大配水量 (m ³ /日)	7,569	7,097	6,637	6,305	6,441	(6,305) 6,067	(7,121) 6,639	(7,188) 6,057	7,245	7,296
最大稼働率 (%)	94.6	88.7	83.0	78.8	80.5	(78.8) 71.4	(79.7) 74.3	(80.5) 67.8	81.1	81.7
供給単価 (円/m ³)	193.0	192.9	193.3	193.4	193.8	(201.2) 193.4	(187.7) 193.4	(187.4) 193.1	187.3	187.0
給水原価 (円/m ³)	232.3	229.8	214.1	213.6	170.3	(207.7) 184.7	(207.1) 157.9	(202.3) 157.2	199.5	194.4

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

新見市は、上水道1施設、簡易水道27施設と広範囲にわたり、かつ高低差が大きく集落が散在した山間地帯である。施設管理の一元化、相互間の水運用等、運営基盤の強化と効率化を図り、地震・災害に対しても強い水道を目標に統合を推進する。

統合計画策定 平成19年度、 統合実施 平成28年度予定。